

近所の古い  
空き家を何とか  
してほしい

空き家の  
相談が  
したい

売る？  
貸す？  
自分で住む？

空いている  
家を活用  
したい

相続、税金、  
法律について  
知りたい

# すみだ の 空き家相談



住んでない家  
だけど  
修繕したい

墨田区が行っている空き家対策事業です。安心してご相談ください。

## 対象となる空き家

居住その他の使用がされていない  
建築物(将来的な予定を含む)



一般財団法人 墨田まちづくり公社  
すみだ空き家等ワンストップ相談窓口

## すみだ空き家相談処

e-mail : [kyoujima@sumida-machi.or.jp](mailto:kyoujima@sumida-machi.or.jp)



京島会館1階 京島事務所

## 対象となる主な相談者

- 空き家等の所有者  
(法定相続人や将来的な予定者  
も含む)
- 迷惑空き家の近隣居住者
- 空き家等の利活用を検討してい  
る方

## 相談者の居住地、空き家の所在地

- 墨田区内の居住者  
空き家の所在地 (区内・外)
- 墨田区外の居住者  
空き家の所在地 (区内)

まずはお電話ください。

 **03-3617-2262**

FAX **03-3616-8916**

午前9時～午後5時 (月曜～金曜日)

未来につながる

# 相続登記をしませんか？

出典：法務省HP未来につなぐ相続登記 (moj.go.jp)

## 相続した空き家が増えています

最近、親から実家を相続しても空き家とされる事例が増えています。

この場合に相続登記をされないと世代を重ねるごとに相続人の数が増え、共有者の数も多くなることで、その後の処分や利活用がますます難しくなります。

また、これまで任意だった相続登記が法改正により、義務化されます(令和6年4月1日から施行)。\*

親が残してくれた貴重な財産です。

子孫のためにも、相続登記のされない空き家とせず、利活用を進めやすい財産としましょう。

※ 詳細は法務省HPをご覧ください

## すみだ空き家相談処 案内図

